厚生労働省
静岡労働局

～　「改正労働者派遣法説明会」を開催します　～

改正労働者派遣法が平成２７年９月１１日に成立し、平成２７年９月３０日から施行されることとなりました。今回の法改正では、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分を廃止し、すべての労働者派遣事業を許可制とするなど大幅な改正となっていることから、当局としては派遣元事業主及び、労働者派遣の活用を検討している事業主等を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

記

1　開催日程等

開催日	会　場	会場の住所及び電話番号	参加予定数
平成２７年１０月８日（木）	浜松市総合産業展示館 １号ホール	浜松市東区流通元町２０－２ 電話　(053)421-1311	各２５０名
平成２７年１０月１４日（水）	静岡市清水文化会館 小ホール	静岡市清水区島崎町２１４ 電話　(054)353-8885	各２８０名
平成２７年１０月１５日（木）	三島市民文化会館 小ホール	三島市一番町２０番５号 電話　(055)976-4455	各３５０名
平成２７年１０月１９日（月）	もくせい会館 富士ホール	静岡市葵区鷹匠３－６－１ 電話　(054)245-1595	各２５０名
平成２７年１０月２１日（水）	浜松市地域情報センター ホール	浜松市中区中央一丁目１２番７号 電話 (053)456-5000	各１５０名
【各会場共通事項】　※午前・午後とも説明内容は同じです。 <午前の部>　受付時間　１０：００～１０：３０　　説明時間　１０：３０～１２：００ <午後の部>　受付時間　１３：３０～１４：００　　説明時間　１４：００～１５：３０			

2　内容
・改正労働者派遣法の概要について
・労働契約申込みみなし制度について

3　対象者
静岡労働局管内において厚生労働大臣への許可・届出済みの派遣会社の事業主・派遣元責任者・事務担当者、派遣先事業主・派遣先責任者等

4　参加申込み
別紙「改正労働者派遣法説明会参加申込書」により事前にお申込みください。

静岡労働局職業安定部需給調整事業課　電話　０５４－２７１－９９８０
ＦＡＸ　０５４－２７１－９９８７